

# 九州看護福祉大学研究活動における不正行為防止等に関する規程

〔平成19年11月5日〕  
制 定

(目的)

第1条 この規程は、九州看護福祉大学（以下「本学」という。）が行う研究活動における不正行為への対応等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為（以下「特定不正行為」という。）をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。また、作成したものを記録したり、報告又は論文等に利用すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工したり、記録すること。また、真正でないデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者の論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

2 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分された競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び私学助成等の基盤的経費をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失により、実態と異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費等の請求及び競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分した機関の規程、学内関係規程及びその他関係法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

(責任と権限)

第3条 本学の教育職員等が行う研究活動に関する特定不正行為の防止及び公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動における特定不正行為の防止に関する基本方針の策定及び必要な措置を講ずるとともに、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における特定不正行為の防止に係る具体策を策定するとともに、公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、常務理事をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、研究活動における特定不正行為の防止策を実施するとともに、各

部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

(不正防止計画)

第4条 最高管理責任者は、研究活動上の不正な行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止計画推進室)

第5条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室は、副学長、事務局長、事務局次長、総務課長及び経理課長をもって構成し、副学長を室長とする。
- 3 推進室の構成員に、最高管理責任者が指名する研究経験者若干名並びに最高管理責任者が必要と認める者を加えることができる。
- 4 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
  - (2) 不正防止計画の推進に関すること。
  - (3) 不正防止計画に係る運用ガイドラインの策定に関すること。
  - (4) 不正防止計画の検証に関すること。
  - (5) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
  - (6) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
  - (7) 研究活動上の行動規範の浸透を図るための方策に関すること。

(研究倫理教育責任者)

第6条 最高管理責任者は、本学の構成員に係る研究者倫理の向上のため、研究倫理教育責任者を置くものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、副学長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、本学の教育職員等を対象として定期的に研究倫理教育を行うとともに、本学学生(大学院を含む。)を対象として、研究者倫理に関する規範意識を徹底するための研究倫理教育を行うものとする。

(公的研究費の管理事務)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の申請等に関する事務を本学の事務局（以下「管理部署」という。）に委任する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の予算執行及び経理に関する事務を管理部署の経理責任者に委任する。
- 3 公的研究費の申請及び経理事務手続き等に関して本学内外の相談に対応するため、管理部署に公的研究費に係る「相談窓口」を設置する。
- 4 管理部署は、公的研究費の使用ルール等を教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）に分かりやすい形で周知する。

なお、不正使用防止に関するガイドラインは、別に定める。

(職員の責務)

第8条 職員は、本学における研究者等の行動規範を遵守するとともに、公的研究費を適正に使用するなど、研究活動上の不正な行為を行ってはならない。

2 職員は、この規程に基づく部局責任者の指示に従わなければならない。

3 職員は、統括管理責任者又は研究倫理教育責任者が行う研究活動上の不正行為及び不正使用の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。

4 職員は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(告発等の受付)

第9条 研究活動における特定不正行為及び公的研究費の不正使用に関する告発(通報を含む。以下同じ。)に対応するため「受付窓口」を設置し、総務課長(以下「窓口担当」という。)が担当する。

2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談のいずれかによるものとする。

3 原則として、告発が顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする職員・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている者のみを受け付けるものとする。なお、匿名による告発であっても、告発の内容に応じ、顕名による告発があった場合に準じた取扱いができるものとする。

4 窓口担当は、調査の申立てを受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するとともに、速やかに当該申立てを受領した旨を、当該申立者(以下「告発者」という。)に通知するものとする。

5 窓口担当は、告発者が特定されないように適切な措置を講ずるものとする。

6 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者、窓口担当等の告発を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(不正調査委員会)

第10条 最高管理責任者は、前条の告発を受けたときは、不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

(1) 委員長 最高管理責任者が指名する教育職員

(2) 委員 最高管理責任者が指名する職員

3 第12条の本調査を行うときは、前項の委員に外部有識者を構成員として加え、その数は委員の過半数とする。また、全ての調査委員は告発者及び当該告発の対象者となった職員(以下「被告発者」という。)と直接の利害関係を有しない者とする。

4 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究活動の特定不正行為及び不正使用の疑義に関する予備調査及び本調査を行うこと。

(2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。

(3) その他対象となる事案に関する必要なこと。

5 調査委員会は、調査の実施に当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。

6 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

7 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(予備調査)

第11条 調査委員会は、当該告発の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとし、告発を受けてから14日以内に、当該事案について本調査を実施するか否かを最高管理責任者に通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、文部科学省及び必要に応じ当該事案に係る公的研究費の資金配分機関に報告する。

3 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、被告発者に対して、調査対象とされた公的研究費の支出を停止することができる。

(本調査)

第12条 前条で本調査の実施を決定した場合において、調査委員会は、調査開始後(予備調査を含む。)概ね60日以内に、調査結果に基づき、研究活動における特定不正行為及び公的研究費の不正使用の有無を確認し、最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

3 最高管理責任者は、公的研究費の資金配分機関に対して、認定の概要を報告するとともに、当該公的研究費に関して必要な協議を行うものとする。

4 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為及び不正使用の事実があると認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被告発者に対して特定不正行為及び不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。

(2) 特定不正行為及び不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。

(3) 学校法人熊本城北学園就業規則(以下「就業規則」という。)に基づく懲戒処分の手続きを行う。

(4) 本学と取引のある業者が不正使用に関与している場合は、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。

5 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為及び不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被告発者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。

(2) 告発者が学内関係者であり、特定不正行為及び不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合は、就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。

(不服申立て)

第13条 被告発者及び告発者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、第12条第2項による通知を受け取った日から30日以内に不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、不服申立てのあった日から60日以内に結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し手続きを行うとともに、不服申立者に通知する。
- 5 最高管理責任者は、次に掲げる事項があった場合は、文部科学省及び公的研究費の資金配分機関に報告する。
  - (1) 不服申立てがあったとき。
  - (2) 不服申立てを却下したとき。
  - (3) 再調査開始の決定をしたとき。
  - (4) 再調査の結果が判明したとき。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、特定不正行為及び不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

2 特定不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。

3 特定不正行為及び不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において特定不正行為等が無かった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(内部監査)

第15条 本学における公的研究費の不正使用の防止等に関する監査規定については、別に定める。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。